

議案第 37 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

ひたちなか市手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第68項」を「第70項」に、「第71項から第76項まで及び第78項から第90項まで」を「第73項から第78項まで及び第80項から第92項まで」に改める。

別表第2第63項を削り、同表中第64項を第63項に、第65項から第68項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2第90項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項を同表第92項とし、同表第89項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第91項とし、同表第88項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第79項の(3)のア」を「第81項の(3)のア」に改め、同項を同表第90項とし、同表第87項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第79項の(3)のア」を「第81項の(3)のア」に改め、同項を同表第89項とし、同表第86項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第88項とし、同表第85項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第90項」を「第92項」に、「第89項」を「第91項」に改め、同項を同表第87項とし、同表中第84項を第86項とし、同表第83項中「第79項の(3)のア」を「第81項の(3)のア」に改め、同項を同表第85項とし、同表第82項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第87項から第89項まで」を「第89項から第91項まで」に、「第85項から第90項まで」を「第87項から第92項まで」に、「第87項及び第88項」を「第89項及び第90項」に、「第79項の(3)のア」を「第81項の(3)のア」に改め、同項を同表第84項とし、同表中第81項を第83項とし、第69項から第80項までを2項ずつ繰り下げ、第67項の次に次の3項

を加える。

68 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	27,000 円
69 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料	27,000 円
70 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る移転の認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る移転認定申請手数料	27,000 円

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

旧			新			備考
(手数料の免除) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。 (1) 略 (2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき (別表第2第1項から第6.8項まで、第7.1項から第7.6項まで及び第7.8項から第9.0項までに掲げる手数料であるときを除く。) (3)～(9) 略			(手数料の免除) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。 (1) 略 (2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき (別表第2第1項から第7.0項まで、第7.3項から第7.8項まで及び第8.0項から第9.2項までに掲げる手数料であるときを除く。) (3)～(9) 略			
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～6.2 略	略	略	1～6.2 略	略	略	
6.3 建築基準法第8.6条の7第4項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和を受けける移転に関する認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和を受けける移転の認定申請手数料	27,000円	6.3～6.7 略	略	略	
6.4～6.8 略	略	略	6.8 建築基準法施行令(昭和25年政令第38号)第13.7条の1第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	27,000円	
			6.9 建築基準法施行令第13.7条の1第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する	既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料	27,000円	

旧			新			備考
			審査			
			70 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る移転の認定申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る移転の認定申請	27,000円	
69～81 略	略	略	71～83 略	略	略	
82 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住	84 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住	

旧		新		備考
	<p>宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び第8.7項から第8.9項までにおいて同じ。）を有する住宅であるとき 4,000円</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第8.5項から第9.0項までにおいて「省令」という。）第10条第2号</p>		<p>住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び第8.9項から第9.1項までにおいて同じ。）を有する住宅であるとき 4,000円</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第8.7項から第9.2項までにおいて「省令」という。）第10条第2号</p>	

旧		新		備考
	<p>イ (1) 及びロ (1) に定める基準 (以下この項, 次項, <u>第 8 7 項</u> 及び <u>第 8 8 項</u> において「性能基準」という。) によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200m² 未 満 の とき 32,000円</p> <p>200m² 以 上 の とき 36,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第 1 0 条第 2 号イ (2) 及びロ (2) に定める基準 (以下この項, 次項, <u>第 8 7 項</u> 及び <u>第 8 8 項</u> において「誘導仕様基準」という。) によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200m² 未 満 の とき 16,000円</p> <p>200m² 以 上 の とき 18,000円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第 1 0 条第 1 号ただし書に定める方法又は同号イ (1) 及びロ (1) に定める基準 (次項, <u>第 8 7 項</u> 及び <u>第 8 8 項</u> において「標準入力法・主要室入力法」と</p>		<p>イ (1) 及びロ (1) に定める基準 (以下この項, 次項, <u>第 8 9 項</u> 及び <u>第 9 0 項</u> において「性能基準」という。) によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200m² 未 満 の とき 32,000円</p> <p>200m² 以 上 の とき 36,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第 1 0 条第 2 号イ (2) 及びロ (2) に定める基準 (以下この項, 次項, <u>第 8 9 項</u> 及び <u>第 9 0 項</u> において「誘導仕様基準」という。) によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200m² 未 満 の とき 16,000円</p> <p>200m² 以 上 の とき 18,000円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第 1 0 条第 1 号ただし書に定める方法又は同号イ (1) 及びロ (1) に定める基準 (次項, <u>第 8 9 項</u> 及び <u>第 9 0 項</u> において「標準入力法・主要室入力法」と</p>	

旧			新			備考
		<p>いう。)によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300m² 未 満 の とき 213,000円</p> <p>300m²以上1,000m²未満のとき 266,000円</p> <p>1,000m²以上2,000m²未満のとき 344,000円</p> <p>2,000m²以上5,000m²未満のとき 491,000円</p> <p>5,000m²以上10,000m²未満のとき 604,000円</p> <p>10,000m²以上25,000m²未満のとき 714,000円</p> <p>25,000m² 以上 の とき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項、<u>第87項及び第88項</u>において「モデル建物法」という。)によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300m² 未 満 の とき 81,000円</p> <p>300m²以上1,000m²未満のとき 103,000円</p> <p>1,000m²以上2,000m²未満のとき 136,000円</p> <p>2,000m²以上5,000m²未満のとき 221,000円</p> <p>5,000m²以上10,000m²未満のとき 288,000円</p> <p>10,000m²以上25,000m²未</p>			<p>いう。)によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300m² 未 満 の とき 213,000円</p> <p>300m²以上1,000m²未満のとき 266,000円</p> <p>1,000m²以上2,000m²未満のとき 344,000円</p> <p>2,000m²以上5,000m²未満のとき 491,000円</p> <p>5,000m²以上10,000m²未満のとき 604,000円</p> <p>10,000m²以上25,000m²未満のとき 714,000円</p> <p>25,000m² 以上 の とき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項、<u>第89項及び第90項</u>において「モデル建物法」という。)によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300m² 未 満 の とき 81,000円</p> <p>300m²以上1,000m²未満のとき 103,000円</p> <p>1,000m²以上2,000m²未満のとき 136,000円</p> <p>2,000m²以上5,000m²未満のとき 221,000円</p> <p>5,000m²以上10,000m²未満のとき 288,000円</p> <p>10,000m²以上25,000m²未</p>	

旧			新			備考
		<p>満のとき 346,000円 25,000m²以上のとき 406,000円</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第79項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>			<p>満のとき 346,000円 25,000m²以上のとき 406,000円</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第81項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>	
8.3 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第79項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u>	8.5 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第81項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u>	
8.4 略	略	略	8.6 略	略	略	
8.5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び <u>第90項</u> において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項、次項及び <u>第90項</u> において「工場等」という。)である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、省	8.7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び <u>第92項</u> において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項、次項及び <u>第92項</u> において「工場等」という。)である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、	

旧			新			備考
		<p>令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項、次項、<u>第8.9項</u>及び<u>第9.0項</u>において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 29,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のとき 40,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 95,000円</p> <p>5,000㎡以上 10,000㎡未満のとき 141,000円</p> <p>10,000㎡以上 25,000㎡未満のとき 174,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 215,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、<u>第8.9項</u>及び<u>第9.0項</u>において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 25,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のとき 35,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 89,000円</p> <p>5,000㎡以上 10,000㎡未満のとき 134,000円</p> <p>10,000㎡以上 25,000㎡未満のとき 166,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 206,000円</p>			<p>省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項、次項、<u>第9.1項</u>及び<u>第9.2項</u>において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 29,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のとき 40,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 95,000円</p> <p>5,000㎡以上 10,000㎡未満のとき 141,000円</p> <p>10,000㎡以上 25,000㎡未満のとき 174,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 215,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、<u>第9.1項</u>及び<u>第9.2項</u>において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 25,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のとき 35,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 89,000円</p> <p>5,000㎡以上 10,000㎡未満のとき 134,000円</p> <p>10,000㎡以上 25,000㎡未満のとき 166,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 206,000円</p>	

旧			新			備考
		(2) 略			(2) 略	
8.6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)・(2) 略	8.8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)・(2) 略	
8.7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているもの	8.9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているもの	

旧		新		備考			
		<p>限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)が交付したものに限り。以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第7.9項の(3)のア又はイ</u>に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</p> <p>(4) 略</p>					
8.8 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この項において「法」という。)第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 略</p>	9.0 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (以下この項において「法」という。)第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 略</p>		

旧			新			備考
		<p>(3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、</p> <p>(1) 又は (2) に規定する額に、<u>第79項の(3)のア又はイ</u>に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>(4) ・ (5) 略</p>			<p>(3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、</p> <p>(1) 又は (2) に規定する額に、<u>第81項の(3)のア又はイ</u>に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>(4) ・ (5) 略</p>	
<p>8.9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) ・ (2) 略	<p>9.1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) ・ (2) 略	
<p>9.0 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同令第3条（同令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) ・ (2) 略	<p>9.2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同令第3条（同令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) ・ (2) 略	
略			略			